



マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効について（第1報）

現在、本市では、戸籍法や住民基本台帳法の改正に伴い、本年6月29日（月）から戸籍の氏名の振り仮名を住民票に順次記載しているところです。この度、システムの保守委託業者から、業務の過程でマイナンバーカードの署名用電子証明書（暗証番号が英数字6字から16字のもの）が意図せず失効しているとの報告を受け、当該事案を確認しましたのでお知らせします。

1 概要及び原因

住民票の情報（データ）は、市のシステムから全国共通のシステムへ引き継がれますが、過去に本市の「住民記録システム」の更新を行った際、本市のシステムと全国共通のシステム間で一部の外字*が正しく引き継がれず、同じ方の氏名が2つのシステムにおいて、異なる文字で登録された状態となっていました。

この度、戸籍に記録された氏名の振り仮名を本市のシステムに登録し、全国共通のシステムに引き継いだところ、この文字の違いにより、全国共通のシステムが「氏名が変更された」と誤って判断しました。

マイナンバーカードの署名用電子証明書は、氏名等の情報が変更されると自動的に失効する仕組みであるため、実際には氏名が変わっていないにもかかわらず、失効する結果となったものです。

失効件数の増加を防止するため、8月6日付けで上記の氏名振り仮名の登録引き継ぎ作業を中止し、2つのシステムにおいて異なる文字について同一となるよう修正した上で、8月12日（水）から同作業を再開しました。

※ 外字：システムに登録していないため新たに作成した文字

3 対象者

約850名（8月7日時点）

失効した方の人数については、現在確認を進めています。2つのシステムで異なる文字が登録されている方のうち、マイナンバーカードを所持している方約850名を対象者として、失効の有無を確認中です。

4 影響

署名用電子証明書を使用する以下の手続き等が利用できなくなっています。

- ・e-Taxによる確定申告
- ・マイナポータルでの転出届の提出
- ・パスポートのオンライン申請
- ・マイナ免許証

なお、日常的に利用されているマイナ保険証や各種証明書のコンビニ交付、マイナポータルへのログイン等（暗証番号が4桁のもの）は引き続き利用できます。

5 今後の対応

現在、失効した方に対し、速やかにお詫びと併せて、再発行の手続き方法（市民窓口課又は市民センターでの発行申請）について個別にお知らせをしています。

また、署名用電子証明書失効の有無を確認中の約850名のうち、失効された方の人数が確認でき次第、改めてお知らせします。